

第 1 2 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年3月4日(水)午後4時20分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第49号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第50号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第51号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第52号議案 農用地利用集積計画の決定について 第53号議案 農用地利用配分計画の策定について 第54号議案 競売買受適格証明願について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について 第2号 水田の畑地変換届について 第3号 農地転用現況確認について 第4号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 会長 議長	<p>ただ今から、令和元年度 第 12 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員会憲章は、申し訳ないです。本日の総会に於きましては割愛をさせて頂きたいと思っておりますのでご了承ください。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 11 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。では、開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>それでは会を進めさせて頂きます。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせて頂きます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に日程 2 番「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。なお、本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長により指名をさせて頂きます。</p> <p>それでは 1 番中村 博委員、それから 2 番清水武敏委員。両名の方に議事録署名委員として指名をさせて頂きます。会議書記に於きましては藤井事務局長、並びに谷岡副主幹の方へお願いを致します。</p>
3 報告事項 第 1 号 賃貸借の解約等の通知について	(議長) 事務局	<p>それでは日程に従いまして、3 番報告事項に入ります。報告事項は 1 号から 4 号までございます。時間の関係がございます。1 号から 4 号まで順次説明をお願い致します。</p> <p>それでは報告事項、まず第 1 号からさせて頂きます。</p> <p>報告事項 第 1 号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類 農地法。通知者賃貸人は、長江●●。借入人は、門田●●。土地の表示大字長江——。地目は田、面積が 1,183 m²。合意の成立日は令和 2 年 1 月 30 日。土地の引き渡し日は 2 月 29 日であります。</p>

第 2 号
水田の畑地変換届について

第 3 号
農地転用現況確認状況について

第 4 号
農地法施行規則第 29 条第 1 号
に係る農地転用 2 アール未満

番号 2 権限の種類 農地法。通知者賃貸人は、高辻●●。賃借人は、高辻●●。土地の表示 大字高辻——。地目は田、面積 264 m²。合意の成立日は令和 2 年 2 月 10 日。土地の引き渡し日は同日であります。

番号 1 番号 2 何れも、次の耕作者の方は順次手続きが済んでおりまして、利用権設定の方で出来上がっていることを申し添えさせていただきます。

続きまして、頁をめくって頂き報告事項第 2 号でございます。「水田の畑地変換届について」を説明します。次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので、報告するものであります。

(資料は 3-1 頁)

番号 1 土地の所在 大字川上——。地目は田、面積は 643 m²の内 300 m²。それから同じく大字川上——。地目は田、面積は 686 m²。届出人は、高辻●●。届出日は令和 2 年 2 月 19 日であります。

こちらの方、埋め立てはいたしませんけども、6m×40mのビニールハウスを設置するものであります。頁をめくって頂きまして、次の頁。航空写真による位置図を添付しておりますけれども、黒っぽい枠が対象の 2 筆でございますけれども、その内の赤斜線部分。こちらの方にビニールハウスを設置すると云う計画でございます。

頁をめくって頂きまして報告事項第 3 号であります。「農地転用現況確認状況について」を説明します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。

(資料は 4-1 頁)

番号 1 転用者は、長和田●●。土地の表示 大字長和田——。地目は畑、面積は 95 m²。確認書交付年月日は令和 2 年 2 月 18 日。調査結果は 2 月 10 日工事完了であります。次の頁に航空写真の位置図を添付しております。赤く着色している筆が届け出の対象農地でありまして、その隣の白っぽく映っている所も含めて宅地として利用している。そう云う事業でしたので、一部分だけ畑を利用していたと云うものでございます。

続いて頁をめくって頂きまして、5 頁でございます。報告事項第 4 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置

<p>の農業用施設の届出について</p>		<p>したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は5-1頁と資料1の1頁、2頁)</p> <p>番号1 届出人は、方地●●。土地の所在 大字北福——。地目は畑、面積は300㎡。同じく大字北福——。地目は畑、面積は10,834㎡。この2筆の内、転用面積が80.00㎡で農具舎を建設するものとございます。それから、届出人の経営耕地面積は155アールであります。</p> <p>頁をめぐって頂きまして、5-1。こちらが航空写真による位置図でございます。中央付近の赤く塗り潰しています個所に農具舎を建設する計画であります。別添資料1の1頁目が公図でございまして、農具舎の設置位置を赤囲いしております。2頁目が建物の平面図並びに立面図でございます。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p> <p>はい。ご苦労様です。報告事項第1号から第4号までを説明して頂きました。内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。これは報告事項でございますので、皆さんご承認をお願い致します。なお、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上、ご発言をしてください。</p> <p>どうぞ、何かございませんか。それでは皆さん、お尋ねは無い様でございますので、以上を持ちまして報告事項は終わらせて頂きます。</p>
<p>4 議事 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>続きまして、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号1 譲受人は、長和田●●。譲渡人は、佐美●●。土地の所在 大字佐美——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑、面積は426㎡であります。売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は57アールであります。</p> <p>こちらの申請につきましては、譲受人の農地に隣接する当該農地を取得するものであります。要するにですね、隣の農地を譲ってもらおうと云う事です。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離な</p>

<p>議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>どをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。問題はない、と云う事で説明がございました。それではただ今より質疑を行います。議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について質疑がございましたら、どうぞ発言してください。ありませんか。はい、それでは無い様でございますので質疑を終わります。</p> <p>それでは採決を行います。議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、原案のとおり認めることに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。従いまして議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p> <p>続きまして、議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をしてください。</p> <p>議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、7-1 頁、資料 1 の 3 頁と 4 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字川上——。現況地目は畑、転用面積は 1,278 m²。転用計画の用途は、植林であります。申請人は、東伯郡北栄町●●。立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地。区分決定根拠は、小集団の生産力の低い農地であります。許可根拠規定は、周辺農地に影響なし。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はございません。</p> <p>事業内容は、果樹園の跡地に杉を 300 本植えるものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外でございまして、隣接耕作者もございません。</p> <p>頁をめくって頂き 7-1 頁が航空写真による位置図でございます。こちらは集落が麻畑でございます。麻畑集落から若干谷筋を登って行った方と云う所になります。</p> <p>別冊資料 1 の方は、3 頁目ですね。3 頁目が現地の写真でございます。赤く囲っております所が、以前は梨畑をしておられましたけども、木を切っちゃった後、棚も取っちゃったところと云う事になります。それから頁をめくって頂きまして 4 頁目が公図です。</p>
--	---------------------------------	--

	<p>議長</p> <p>山下和子委員</p>	<p>それですね、こちらの麻畑の方の現地確認なんですけれども。事務局が行って写真を撮って来ましたが。現在、麻畑集落の谷筋の上流ですね、土砂災害対策の砂防堰堤設置工事が行われております関係で、ちょっと立ち入りが困難となっておりますことから、本日は現地を調査せずに、担当委員さんには写真による判定の方を頂いた次第であります。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりました。それではご事情もございますが、委員の報告をお願いしたいと云う風に思います。</p> <p>本日14時に、長谷川会長、蔵本職務代理と谷岡委員、私山下と山本推進委員、事務局2名の合計7名で現地に行きまして。先方言われた番号1の川上の件なんですけど。事務局から説明がありました様に、工事中の為に今回は現地確認の方をちょっと。行きませんでした。事務局の方も確認を、現地の方を見ておりますので。私の方は、資料の方の3頁の方を見て頂きたいと思っております。</p> <p>資料の3頁の方は果樹園で梨が植えてあった所で、果樹園の後に植林を、と云う様な事がございます。周りの方は全部山のため、山ですので、周辺農地へは影響は無いと判断致します。そしてこの転用計画を認めることについて問題は無いと考えております。以上です。</p> <p>はい。それでは説明並びに現地の確認としての報告を終る訳でございますが、色々、縷々説明がございました様に、現在砂防ダム工事を行ってございまして通行が困難であると云う事がございます。事前に写真資料、こう云ったものを見ながらですね、委員としての判断をさせて頂いたと云う様な報告でございました。</p> <p>それでは、以上、説明と報告が終わりましたので、ただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>じゃあちょっと聞いてみましょうか。</p> <p>はい、河井推進委員どうぞ。</p> <p>この申請人ね、見れば住所が北栄町の方だけど。この方が作った訳ですか、ずっと前から。それでは説明してください。</p>
	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p>	

<p>議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局 議長 中村委員 河井推進委員 中村委員 議長 (議長) 事務局</p>	<p>この申請人の方が、元々麻畑集落に住んでいらっしゃった方なんですけども、今は資料に記載のと通りの住所ですが。ずっと耕作に来ておられまして。梨作りをしておられましたけれども、高齢と云う事で切り替えると云う事だそうです。</p> <p>お幾つ位の方かな。</p> <p>80 歳位だったと思います。</p> <p>川上の方だったですかね。</p> <p>いえ、麻畑。</p> <p>はい。それでは、その他質疑はございますか。質疑は無い様でございますので。それでは質疑を終結して採決を行います。議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の方でございますので、従いまして議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p> <p>続きまして、議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。</p> <p>議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、8-1 頁、資料 1 の 5 頁から 9 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字長江——。現況地目は田、転用面積は 261 m²。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は一般個人住宅、建築面積は 50.51 m²。譲受人は、長江●●。譲渡人は、長江●●。親子間ですけども、契約内容は、親子間の贈与による所有権移転であります。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は第 1 種農地。区分決定根拠は集団農地であります。許可根拠規定は集落接続と云う事で、場所が概ね長江集落の中に含まれている所。或いは長江集落に近い所と云う様な意味合いで事務局の方は判断をしておりますので、集落接続と云う事でしております。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資がありでございます。それから、事業内容は一般個人住宅 1 棟、2 台分の駐車場であります。</p>
--	--	--

そしてですね、農業振興地域整備計画につきましては、現在農用地からの除外申請手続き中でございます。数カ月前に農業委員会の総会の中で意見聴取があった案件なんですけれども、手続き中と。それで、土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付されております。

頁をめくって頂き 8-1 頁が航空写真による位置図であります。東郷池ベリの県道と、長江用水沿いの県道とをつなぐ、東西方向につなぐ町道に隣接する農地であります。

別冊の資料 1 をお願いします。資料 1 の方は、5 頁目が現地写真。赤く縁取りしている所が申請地でございますけれども。次に 6 頁目が公図。黄色い所ですね。それから 7 頁目が土地利用計画図です。それで、7 頁の図面の右側に断面図が掲げてありますけれども、高さ 750mm、0.75m の L 型擁壁を設置して 70cm 程度の盛土造成を行います。それから、その用地の北側と東側には田んぼの排水路として、コンクリート製品の水路を据え付けますので、造成面も土砂の流出が無い様に縁の方が高くなっていると云うものでございます。それから 8 頁目が建物平面図と上水道、青い色。下水道、赤い色。それから雨水排水の配管が緑色で図誌をされているものでございます。9 頁目が立面図で、建物の立面図であります。

本転用事業につきましては、住まいが手狭になったため、譲受人が住宅建設を計画し、用地を探しましたけれども、申請地の他には住宅を建設できる用地が無かったため、やむを得ず選定したものであります。

申請地の立地については、先に説明しましたとおり第 1 種農地であります。原則不許可の場所ではありますが、東西方向と南北方向に長く伸びています長江集落の内に位置していると事務局では判断しております。

以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。

なお、補足の説明をさせていただきますけれども。こちらの方が現在、農振農用地の区域からの除外をしてくださいと云う申請をしている最中で、中部総合事務所の方が審議中でございます。まもなく結論が出るだろうと云う事で、この度の転用申請がされているところなんですけれども、場合によっては、農用地区域からの除外が認められないと云う事もございます。どちらかと云うと認められないと云う可能性の方が高いんですけれども。ただ、農振除外の方が「良いですよ。」

		<p>と云う事で県の方が認めてくれました場合には、速やかに転用申請の方も進達してあげたいなど云う事もあるものですから、結果はまだ出てないんですけども転用の内容につきましての審査を事前に頂いたと云うものでございます。</p> <p>なお、農振から外す方が、残念ながら認められないとなった場合には、この申請自体は取り下げをして頂いて、申請人さんの方に返戻をすると云う形になりますので、ご了解をお願い致します。説明は以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりました。この案件につきましては現地確認を行っております。それでは代表致しまして谷岡委員、報告をお願い致します。</p> <p>はい。報告します。場所は議案書の8-1頁でも分かります様に、この赤く囲ってある所が現場ですけども。周り、民家が無いんですけど、右側に行った所に、此処に民家がありまして。この集落接続と云うのに値するみたいなので、お家を建てる事が出来るそうです。それと資料1の5頁ですけど、これが現地の写真ですけども。排水の面は7頁にある様に、事務局が言いました様にL型擁壁とU字溝を使って、この黄色い部分ですね。それで排水面は問題ないかと思えます。それと左隣の水田にも支障は無いと考えます。以上です。</p> <p>はい。以上で説明、そして報告が終わりますが、ただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>どうぞ。土海委員、どうぞ発言してください。</p> <p>5頁の上の写真ですけども、右側の方に小屋がありますが。これは譲渡人のものかな。</p> <p>はい、説明してください。</p> <p>回答させていただきます。5頁の写真に写っている右側の小屋は譲渡人の小屋です。それで、下の写真を見ますと良く実態が分かるんですけども、大きな石とかもあります。これ、転用の方が許可になって事業に向かわれる際には、この大きな石とかも取り除いて。丁度そこが境界になるものですから、そこに水路をきちっと据え付けをして、我が家の田んぼの排水を確保すると云う計画になっています。小屋は兎に角お父さんの、申請者のところの小屋と云う事です。</p> <p>はい、土海委員どうですか。</p> <p>はい。良いです。</p>
	議長	
	谷岡委員	
	議長	
	土海委員	
	議長	
	事務局	
	議長	
	土海委員	

<p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>河井推進委員</p>	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>河井推進委員</p>	<p>それでは、その他ございますか。その他ありませんか。それでは無い様でございますので、質疑を終わります。</p> <p>ちょっと聞いてみます、じゃあ。</p> <p>ございますか。それでは河井推進委員どうぞ。</p> <p>事務局がね、県の許可。農業振興地域農用地の除外になっていないんだと。それで此処で結論を出して、それで県の方がダメだったら、じゃあパーと云う事かな。</p> <p>はい、説明をしてください。</p> <p>おかしな話だな。此処で、この人に対して通す様な気持ちで、湯梨浜の農業委員会としてね、言わなくちゃいけないんじゃないですか。</p> <p>はい、その辺り説明してください。</p> <p>まずですね、農地転用する場合には農業振興地域農用地から外れている必要が、大前提なんですけども。此処の申請の場所の場合は、非常に微妙なので。ちょっと、イチかバチかの部分があるのでちょっと。</p> <p>それで普通の全然問題無い様な所が、仮に農振農用地に掛かってて、じゃあこれ外したら転用が出来ると云う場合にはですね。そう云うケースが良くあるんですけども。そう云う場合には、何か月か前に「農用地から外してくださいな。」と云う申請がまず挙がって来て、農業委員会にも意見聴取で「其処だったら外しても問題は無いでしょう。」と云う意見を出したうえで数カ月経過して、そろそろ結果が出るなって云うあたりで、まだ農振の農用地から外れてない段階で農地転用の方の申請を受け付ける事が出来ます。その場合には農振除外と農地転用の許可を同日にすると云う様な事で。言ってみれば早く転用事業に掛かりたいと云う場合には、そう云う風なケースで受付をするのが殆どなんですよ。</p> <p>そう云った例に倣って、もうそろそろ結果が出るからと云う事でこの度の申請は受け付けておりました。要は、最終的には同時に OK と云う事が出て、それですぐ事業が掛かれる様にと。そう云う風に出来る様に、ちょっと配慮してあげたいと云う事で、これまでの例によって。</p> <p>私が思うのに、申請された人に、此処は農振農用地だから県の許可があつてからもう一度出してくれだとか、言った方が良かったんじゃないかと思って。さっきそう言ったから、まあ良いんじゃないかと思ったけど。何かおかしいなと思って。</p>
--	--	---

<p>議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>議長 事務局</p> <p>河井推進委員 議長</p>	<p>説明してください。</p> <p>先ほども触れましたけども、転用したいと思っておられる方が、取り敢えず急ぎたいって言う場合には、配慮出来る範囲で配慮させてもらって。そうやって農振の除外と農地転用の許可が同日付で。</p> <p>分かりました。はい。</p> <p>今、説明のとおり、かなり込み入った申請でございます。まあ、申請者の強い要望と云う事で進めていると云う事でご理解頂きたいと思えます。その他質問ございますか。それでは無い様でございますね。それではこれで質疑を終結し、採決を行います。議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が賛成でございますので、従いまして議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、農振地域の除外申請が許可と云う風な状況が不透明でございますが、これを原案のとおり決定を致します。</p>
	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第 52 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。尚、この議案につきましては議事参与の制限がございます。従いまして蔵本職務代理、横川委員、山上委員、尾川推進委員は関わりがございまして、この審議には退席をお願い致します。それでは退席をお願いします。</p> <p>(蔵本職務代理、横川委員、山上委員、尾川推進委員 退席)</p> <p>それでは、以上 4 名の委員、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、退席をして頂きました。退席を確認致しましたので会を続行致します。</p> <p>それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 52 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 2 年 3 月 16 日です。</p> <p>(資料は、9-1 頁から 9-6 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は借り人 13、貸し人 43 で</p>

	<p>議長</p> <p>山本正義推進委員</p>	<p>す。利用権の設定期間は田畑の合計で、3年未満が5件で7,947㎡。3年以上6年未満が24件で44,638㎡。6年以上10年未満が11件で21,913㎡。それと所有権移転が1件で1,078であります。設定作物等面積は、水田として利用が69,444㎡。樹園地として利用が1,645㎡。普通畑として利用が5,395㎡。利用権設定面積率は0.593%であります。</p> <p>詳細につきましては次の頁9-2から9-6頁までになります。先に申し上げますけれども、こちら「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。後、各筆明細の方ですね、横川委員に係るものが整理番号の5であります。番号を申し上げますね。整理番号。それから蔵本職務代理に関わりますものが、整理番号が1と2と3でございます。それから山上委員に関わるもの、整理番号10, 13, 14, 16。16から23まで。それと整理番号33, 36, 37で。それから尾川推進委員に関わるものが、頁はすみません。ちょっと戻って頂きまして整理番号の12であります。以上で説明を終わります。</p> <p>今、事務局から説明がございました様に、今退席委員の関わりのある案件から別途分割審議をして行きたいと思えます。先にこの関係のある委員の案件を審議します。それでは今事務局が申し上げた番号のみの質疑を行います。質疑はございますか。</p> <p>質疑は無い様です。質疑は無い様でございますので、それでは採決を行います。今事務局が申しました整理番号1番からずーっとございしますが、復唱はしませんが、今関わりのある整理番号について採決を行います。今の番号のものについて、原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手でございます。従いまして、今申しました整理番号につきましては、これを決定致します。</p> <p>(蔵本職務代理、横川委員、山上委員、尾川推進委員 着席)</p> <p>それでは退席しておられた委員の入室の確認を致しましたので、会を続行致します。</p> <p>今審議を致しました番号以外の整理番号につきまして審議を行います。それではただ今より質疑を行います。質問はございますか。はい、山本正義推進委員どうぞ。</p> <p>11番と24番の案件けれども、この人にはもう作らせないと云う様な事になってなかったかな。</p>
--	---------------------------	---

	<p>議長 事務局 山本正義推進委員 事務局</p>	<p>事務局説明を。 そういう結論は出ておりません。 出てないかな。 出てないです。ただ、皆で見守って行こうと云う事で。そこは皆で確認をしている様なことで。法人の●●さんから「自分はそこまで手が回らないので、受け持ってほしい。」と云う事で配分をしている関係で、法人の●●さんを含めてですね、見守ってあげて、上手くやる様に。様子を見ようと云う結論で。先月の総会でそう云う事になっておりますので。それが先月の総会での確認でございました。以上です。</p>
	議長	<p>はい。山本正義推進委員、良いですか。今の回答で良いですか。山本推進委員の、恐らく仰るのは、太鼓判を押せる耕作者にお願いをしたいと云うのが本来の姿だと。まあ、事情が事情です。こう云う風な利用権設定の案を出させてもらいました。</p>
	<p>山本正義推進委員 議長</p>	<p>●●さんが責任を取ると云う事だな。 どうだろうねえ。中村委員が前回も後継者、そんな感じで説明しましたけども。その辺り、●●さんの方に念を押しておく。そうしておかないといけないな、もう一度。「いざと云う時には●●さん、やって貰わないといけませんよ。」とね。</p>
	山本正義推進委員	<p>今現在の川上がまだ、ああ云う状態だから。それにましてや、これが田畑の方までやっていけるかと。</p>
	中村委員	<p>じゃあちょっとね。実は川上、あんな格好でね、稲刈りもしない状況になって、どう云う事と云う話はしました。それで彼曰く、「水路の関係で水が貰えなかった。」と云う、言い訳なのかどうか分からないですけどね。そう云う話をしました。じゃあどうするんだよと。今年は大豆を植えたいと。水路で、どうも川上の誰かさんと揉めたんじゃないかな。ちょっと詳しい事は、その時に聞いていればね、話も出来たのかなあとは思いますが。ちょっと、そんな事情があったみたいです。川上の、その、稲刈り出来ていない田んぼについてはね。</p>
	山本正義推進委員	<p>麻畑の●●さんの田んぼも、はっきり言って水抜けが悪いんだな。こうやって次々あちこちやられる訳だけど。</p>
	中村委員	<p>まあなかなか、彼等と云ったらおかしいですけど、耕作する側にとっても、川上側の畔の高い田んぼ、草刈りが大変なもの、私も良く分かるんですけど。でも誰かがしなくちゃならんと思って</p>

<p>議案第 53 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>議長</p>	<p>やってるんだけども。そんな時に、これからどうするのかな。ホントねえ、沢山たくさん出て来そうな気がしてね。</p> <p>まあここは、譲受人さんに頑張ってもらわないよな。こうやってもう皆で、やるって云うから認めているわけですし、こっちも。だから本人は頑張ってもらわないといけないと云う事は言えますよね。そして●●さんには、●●さんが仲介して来ている話だから、何かの時には●●さんの方にもちょっと、補佐してもらった様な感じ。ちょっとね、念を押しておかないといかんね。まあ、してはあるとは思うんですけども。はい、そう云うところで山本推進委員、宜しゅうございますか。ちょっと御辛いでしょうけども。</p>
	<p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員 事務局</p>	<p>それではその他に質疑はございますか。</p> <p>ちょっと。</p> <p>はいどうぞ。徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>5 頁の、一番最後の所有権移転の件を、説明してほしいんですけども。</p> <p>所有権移転は、先月にですね、元々の地主さんから担い手育成機構が買い取りの分の申請を、ご審議を頂きました。それで、そちらの方が手続きが済みましたので、今度は担い手育成機構が今、土地の所有者と云う事になりますので、そこから担い手さんが買い取りをすると云う、仲介の事業になりますので。2 段階と云う事ですね。</p>
	<p>徳岡推進委員 事務局 議長</p>	<p>水稻を作ると云う事ですね。</p> <p>そうですね、はい。</p> <p>良いですか。はい。その他ありますか。無い様でございますので、それでは採決を行います。それでは先ほど分割審議致しました残りの案件でございますが、原案のとおり認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>《全員挙手》</p> <p>はい、全員が賛成でございますので、それでは議案第 52 号「農用地利用集積計画の決定」については、全てこれを決定と致します。</p> <p>続きまして議案第 53 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。この議案につきましては議事参与の制限がございます。従いまして、関係がございます山上委員、蔵本職務代理、山本美代子推進委員。3 名の方は農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によ</p>

	<p>事務局</p>	<p>りまして、退席をお願いします。</p> <p>(蔵本職務代理、山上委員、山本美代子推進委員 退席)</p> <p>それでは退席を確認しましたので、会を続けます。それでは説明してください。</p> <p>議案第 53 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>こちらは資料の 2 をお願い出来ますでしょうか。頁をめくって頂きまして、各筆明細をお願いします。2 頁から 8 頁に亘って各筆明細がございます。整理番号は 9 番まであるんですけども、蔵本職務代理に関しますものが整理番号 9、8 頁ですね。それから山上委員が、整理番号が 8 番。頁が 7 頁になります。それと、山上委員は 6 頁と 7 頁の整理番号 8 が対象でございますし、それから山本美代子推進委員の関係は、整理番号が 6 番。6 頁の 6 番が対象となります。</p> <p>付随してちょっと、説明させて頂きますと。整理番号の 2 番から 7 番までが、松崎駅南梨団地の配分計画案でございます。その内ですね、整理番号 2 番につきましては、梨団地のグループの代表の位置付けの方でございます。耕作区画の他に作業道ですとか水路の用地も、中間管理事業ですので配分をしなくちゃいけないことになりますので。耕地部分だけじゃなくて、作業道・水路等が名義として含まれることになりますので、整理番号 2 だけが突出して数が多いと云うものになります。</p> <p>それで、別紙に地図をつけておりますけども、資料の 2-1 の図面をご覧ください。こちらが松崎駅南団地の、青色で囲っている所が中間管理事業に貸し出しをしている農地でございます。それで赤色で囲っている所が、それぞれのほ場。ほ場じゃない所が出来ちゃいますので、そこはどうしても配分をしないとイケませんから、整理番号 2 番の方に配分をしてある。そう云うものでございます。と云う事で、以上で説明を終わらせて頂きます。</p> <p>議長</p> <p>説明が終わりましたので、それでは質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>お尋ねはございませんか。それでは無い様でございますので、これで質疑は終わります。採決を行います。議案第 53 号「農用地利用配分計画の策定について」でございますが、原案のとおり認める方、挙手をお願い致します。</p>
--	------------	---

議案第 54 号
競売買受適格証明願について

(議長)
事務局

《全員挙手》

はい。全員でございますので、従いまして議案第 53 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり決定を致します。

(蔵本職務代理、山上委員、山本美代子推進委員 着席)

退席しておられた方の着席を確認しましたので、それでは再開します。

議案第 54 号「競売買受適格証明願について」を議題と致します。それでは説明してください。

議案第 54 号「競売買受適格証明願について」を説明します。次のとおり、競売買受適格証明願が提出されたので、民事執行法による農地等の売却の処理方法に関する通達、平成 13 年 1 月 5 日付構改 B1242 号により本委員会の承認を求めるものです。併せましてですけれども、農地法施行規則第 2 条第 1 項により許可申請書が提出された場合は、これはつまり、農地法第 3 条の許可申請書が提出された場合にはと云う事なんですけれども。許可書の交付を会長専決で行う旨の承認を求めるものであります。

(資料は、11-1 頁)

番号 1 土地の所在 大字長和田——。地目は台帳・現況とも畑。面積が 299 m²で農振農用地区域外であります。申請者は長和田●●。権利取得後の経営面積は 66 アールであります。

頁をめくって頂き 11-1、最後の頁ですけれども。こちらが航空写真による位置図で、赤く囲っております所が、この度の対象の場所と云う事になります。

それから、本件につきまして説明をもう少し加えますと、この証明願いは鳥取中部ふるさと広域連合が行う競売に参加するため、農地法第 3 条の所有権移転の申請資格があるかどうかを判断することでございます。更に、競売の落札者は、改めて農地法第 3 条の申請をしてもらう必要がありますけれども。ただ、この度の申請者が落札した場合には、同じ内容の審査を再度することになりますから、この申請者が落札した場合に限り会長の専決によって 3 条の許可書を交付する様に簡略化することについてのご判断を頂くと云うことでございます。

そして、そう云う事ですね、この願い出につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況・通作距離等を見ても問題が無いことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。

と云う事でご審議を宜しくお願い致します。以上であります。

<p>5 その他</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>説明が終わりましたので、それではこれより皆さんの質疑を頂きますが、皆さんの方からお尋ねはございますか。お尋ねがございましたら受け付けます。どうですか。それでは無い様でございますが。</p> <p>それではお諮りを致します。議案第 54 号「競売買受適格証明願」につきましては、原案のとおりご承認頂くことにご異議ございませんか。挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が賛成でございます。従いまして本案件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。以上で議案第 54 号を終わります。以上を持ちまして議事を終わります。</p> <p>続きまして「その他」でございます。「令和 2 年度定例総会の予定について」をお諮りします。説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 2 年度定例総会について <ul style="list-style-type: none"> 4 月から 3 月までの総会日程案を決定 4 月定例総会日程 4 月 13 日 (月) 15:00 から ○ 農家相談会について <ul style="list-style-type: none"> 3 月 18 日 (水) 午前 9 時～正午、第 3 会議室 当番：中村 博 委員、清水武敏 委員、山田隆雄 推進委員 ○ 県内における農業委員会の不祥事について <ul style="list-style-type: none"> 法令順守について注意喚起 ○ 農業者年金の推進について ○ 農業委員会改選に係る農業委員・農地利用最適化推進委員の募集と応募について <p>皆さんご起立ください。以上を持ちまして、令和元年度第 12 回湯梨浜町農業委員会定例総会、これを閉会と致します。皆様ご苦労様でした。</p> <p>(閉会 午後 5 時 4 2 分)</p>
<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>皆さんご起立ください。以上を持ちまして、令和元年度第 12 回湯梨浜町農業委員会定例総会、これを閉会と致します。皆様ご苦労様でした。</p> <p>(閉会 午後 5 時 4 2 分)</p>